

## 06 子どもの障害福祉制度

### 手帳に関する相談



### 身体障害者手帳の交付

肢体不自由、視覚、聴覚または平衡機能、音声・言語またはそしゃく機能、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫機能に障害のあるお子さんに、その程度により1級から6級までの区分で手帳を交付します。

【申請窓口・お問い合わせ先】

障がい福祉課(管理担当)

TEL：088-823-9056

住所：高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 本庁舎1階

対応時間：平日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

詳しくは  
こちらへ



身体手帳の申請は、お近くの窓口でも申請ができます。

| 施設名           | 住所         | 電話番号         |
|---------------|------------|--------------|
| 高知市東部健康福祉センター | 葛島4丁目3-3   | 088-882-9380 |
| 高知市南部健康福祉センター | 百石町3丁目1-30 | 088-878-9060 |
| 高知市障害者福祉センター  | 旭町2丁目21-6  | 088-873-7717 |
| 高知市春野あじさい会館   | 春野町西分1-1   | 088-894-5977 |

その他、タクシー・ガソリンチケットなど、サービス内容によっては申請手続きのみ可能なものもあります。詳しくは、お近くの窓口へお問い合わせください。



## 療育手帳の交付

知的機能の障害により、発達に障害のあるお子さんに交付されるものです。  
高知県中央児童相談所において知的障害があると判定された方に、  
県知事が交付するものです。

障害程度によりA1(最重度)・A2(重度)・B1(中度)・B2(軽度)の区分で  
手帳を交付します。

【申請窓口・お問い合わせ先】

### 障がい福祉課(医療福祉担当)

T E L : 088-823-9053

住 所 : 高知市本町5丁目1番45号 高知市役所 本庁舎1階

対応時間: 平日8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)

詳しくは  
こちらへ



## 精神障害者保健福祉手帳の交付

何らかの精神疾患(てんかん、発達障害を含む)により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があるお子さんに、その程度により1級から3級までの区分で手帳を交付します。

【申請窓口・お問い合わせ先】

### 健康増進課(精神・難病担当)

T E L : 088-803-8005

住 所 : 高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター1階

対応時間: 平日8:30~17:15

(12:00~13:00、祝日、年末年始を除く)

詳しくは  
こちらへ



- いろいろな福祉制度を利用するには、原則として手帳が必要となります。
- 手帳があることで、一貫した相談や助言が受けやすくなります。
- 手帳の申請については、申請書や医師の診断書が必要です。
- お子さんの障害の程度の変化や年齢に応じて、手帳の更新が必要になります。

## 通所サービス



通院先の先生から「児発」に行くよう勧められました。これって何のことですか？

保健師さんから「事業所」の見学に行くように言われたのですが…

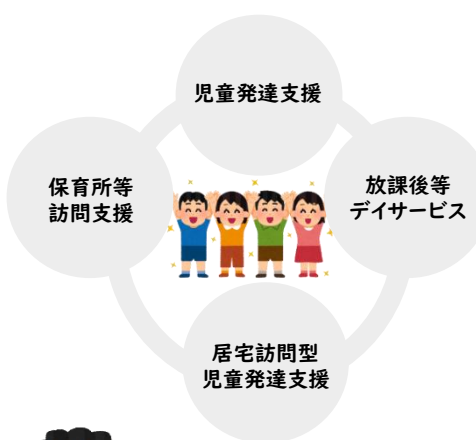
- 通所サービス（障害児通所支援）の利用を勧められたのですね。これらは、障害児通所支援と呼ばれる福祉サービスの1つです。
- サービスを提供する施設は、「児童発達支援事業所（児発）」「事業所」、「通所支援事業所」と呼ばれています。
- サービス自体は、「療育」や「（療育）支援」と呼ばれたりもします。



## 通所サービス（障害児通所支援）

| サービスの種類     | 内容                                                                                                                                                                                   |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援      | 未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。                                                                                                                               |
| 保育所等訪問支援    | 利用者が通う保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等に出向き、本人や訪問先へ集団生活の適応支援を行います。                                                                                                                               |
| 放課後等デイサービス  | 就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のために必要な支援を行います。                                                                                                                                         |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用者の居宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。<br>対象となる方は、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態（※）にある方です。<br>※①人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合<br>②重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合 |

- ・ 通所サービスは、幼児健診、保健師や心理士等の専門職、医療機関等により支援の必要性が認められた児童が利用します。
- ・ サービスを利用するためには手続きが必要（39ページ参照）ですが、診断や手帳の有無は問いません。
- ・ サービスの内容は主には上記に記載しているものとなりますが、事業所によって支援の内容や特徴が異なります。
- ・ 高知市内の指定通所支援事業所に関しては、39ページの注釈※2 右側のQRコードより、一覧をご覧ください。





**通所サービスを利用する時間や頻度はどのくらいかを教えてください。**



### 利用時間

- 利用時間は、「児童発達支援」を利用される未就学のお子さんだと約1時間程度、「放課後等デイサービス」を利用されるお子さんだと、放課後や長期休暇中の数時間程度の利用となります。
- 1日療育支援を利用できる所や、半日または時間単位で利用できる所があります。
- 詳細な利用時間やスケジュールに関しては、各事業所にお問い合わせください。

### 利用頻度

- 頻度は、お子さんの状況や環境により決定します。
- また、月に受けられるサービスの日数には上限があるため、上限の範囲内でお子さんの利用計画を決定していきます。



**利用料はかかりますか。**



### 利用料

- 通所サービスは、利用の申請を行い、「受給者証」(39ページ参照)を取得することで、国と自治体から利用料の9割が給付され、1割の自己負担でサービスが受けられます。利用した日数に応じた利用料を支払います。
- ※ ただし、前年度の世帯所得によって、ひと月に負担する額の上限が決められていますので、利用する日数が多くても下記の金額以上の負担は発生しません。

| 対象となる世帯<br>(保護者の属する住民基本台帳での世帯) | 月額負担上限額  |
|--------------------------------|----------|
| 生活保護受給世帯<br>市民税非課税世帯           | 0 円      |
| 市民税課税世帯<br>(市町村民税所得割28万円未満の世帯) | 4,600 円  |
| 上記以外<br>(市町村民税所得割28万円以上の世帯)    | 37,200 円 |

- 事業所によっては、別途テキスト代やおやつ代が必要な場合がありますので、詳しくは各事業所にお問い合わせください。



通所サービスを利用したいですが、  
どのような手続きをしたらよいですか？

相談の流れは、  
こちらです。



相談



- ・ 地域の「障害者相談センター」※<sup>1</sup> に相談 し、サービスの利用対象となるか確認します。

見学

- ・ 指定障害児通所支援事業所の一覧※<sup>2</sup>、各事業所のホームページやチラシ等を見て、事業所の空き状況、療育の内容、費用、利用可能な回数等をご確認ください。
- ・ 気になる事業所に連絡 し、見学・面談の予約を入れてください。

申請



- ・ 利用したい事業所が決まりましたら、福祉サービスの利用申請が必要になりますので、「障害者相談センター」※<sup>1</sup> に連絡をしてください。  
事業所の利用計画案※<sup>3</sup>を作成し、障がい福祉課へ提出するお手伝いをさせていただきます。

支給決定

- ・ 障がい福祉課が支給決定し、「受給者証」※<sup>4</sup>を交付いたします。

契約

- ・ 利用する事業所に受給者証を提示して、契約をしてください。

利用

モニタリング



- ・ サービスの有効期限が近づいてきたら、相談員等が利用計画の内容が適切であるか確認し、継続してサービスが利用できるよう支援いたします。

## 【注釈】

### ※1 障害者相談センター

高知市では、東西南北の4地域にセンターを設置しており、担当地域のセンターにご連絡いただければ、相談員が様々な相談に対応いたします。

詳しくは  
こちらへ  
→



### ※2 指定障害児通所支援事業所の一覧

高知市障がい福祉課のホームページに最新の情報が掲載されています。

詳しくは  
こちらへ  
→



### ※3 利用計画案

福祉サービスの利用計画案の作成には、2つの方法があります。

- ☐ 相談支援専門員に担当してもらい、作成する。
- ☐ ご家族が作成する。(セルフプラン)

### 相談支援専門員とは？

利用者の方やそのご家族に対し、生活上のアドバイスや必要な支援をコーディネートします。

利用者一人一人の状況に合わせた支援を提案させていただきますので、お気軽にご相談ください。



### ※4 受給者証

通所受給者証

高知市

- ・ 福祉サービスを利用するのに必要な情報が記載されています。利用の際に、事業所等に提示してください。
- ・ 紛失した場合は、再発行の手続きが必要になりますので、大切に扱ってください。
- ・ 指定障害児通所支援事業所の利用の場合は、受給者証は「通所受給者証」という黄色の冊子になります。

## その他のサービス



保護者が入院することになりました。障害のある子どもを一時的に預かってくれるサービスはありますか？



○ ショートステイがあります。  
ふくふくまっぷには、主な福祉制度を一例としてご紹介しています。障害のあるお子さんへのサービスはたくさんありますが、支給決定等の手続きが必要です。分かりにくいこともあるかと思いますが、お気軽に「障がい福祉課」もしくはお近くの「障害者相談センター」にお問い合わせください。  
また、高知市が発行している「障害福祉のしおり」「高知市の障害福祉サービス等の利用の手引き」には、さらに詳しく制度のご紹介をしておりますので、併せてご確認ください。

高知市障害者相談センター

詳しくはこちらへ→



| センター名(担当地域)                          | 住所                             | 電話番号     |
|--------------------------------------|--------------------------------|----------|
| 東部<br>(布師田・大津・三里・五台山・高須・介良・南街・北街・下知) | 高知市葛島4-3-3<br>高知市東部健康福祉センター    | 882-9391 |
| 西部<br>(朝倉・鴨田・旭街・初月・鏡)                | 高知市旭町2丁目21-6<br>高知市障害者福祉センター   | 802-8166 |
| 南部<br>(潮江・長浜・御畳瀬・浦戸・春野)              | 高知市百石町3丁目1-30<br>高知市南部健康福祉センター | 856-9255 |
| 北部<br>(一宮・秦・江ノ口・小高坂・上街・高知街・土佐山)      | 高知市丸ノ内1丁目7番45号<br>総合あんしんセンター3階 | 820-5211 |

## 日常生活用具の給付や補装具費の支給など

### 日常生活用具とは？

- 障害児・者または難病等の方の自宅での日常生活を容易にするため、生活用具の給付等を行うものです。
- 障害者総合支援法の事業の一つである、地域生活支援事業において実施されており、市町村により給付品目・補助基準額・対象者等が異なります。
- 給付対象となる日常生活用具の個数は、1品目につき1個です。

高知市公式HP



詳しくは  
こちらへ  
→

### 対象

- 申請する時点で、「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳」のいずれかを所持している方  
※品目により手帳等級や障害部位に条件があります。
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に定める疾病による障害のある方で、その障害内容及び程度が給付希望品目の要件を満たしている方  
※品目により担当職員による現地調査やケアプランの提出等が必要な場合があります。

### 申請方法

- 申請書に購入希望業者の見積書、カタログの写しを添えて、市に提出してください。

### 負担額等

- 利用者負担は原則として1割です。ただし、所得に応じて一定の負担上限があります。（生活保護世帯・市民税非課税世帯は、無料）
- また、各用具ごとの基準額を超過した金額については、全額自己負担となります。
- 本人又は配偶者の市町村民税の所得割が46万円以上の場合、給付対象外となります。（対象者が障害児の場合、所得制限はありません。）

日常生活用具では、障害および程度によって3歳以上の方に紙おむつや入浴補助用具など対象になる場合があります。  
お問い合わせください。



【申請窓口・お問い合わせ先】

#### 障がい福祉課 医療福祉担当

住 所： 高知市本町5丁目1番45号  
高知市役所 本庁舎1階

T E L： 088-823-9053

対応時間： 平日8:30～17:15（土日祝日・年末年始を除く）

## 補装具とは？

- 障害者(児)の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づいて給付され、障害者(児)の失われた身体機能を補うまたは代替するための、更生用の用具をいいます。
- ※ 例:車椅子(バギー)・座位保持椅子など

## 対象

- 支給を申請する時点で、「身体障害者手帳」を所持している方
- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に定める疾病による障害のある方で、判定医療機関での判定等により補装具が必要であるとされた方

## 申請方法・窓口

- 補装具費の支給は各市町村が行います。
- ※ 必ず事前に、申請者が支給対象者になるかを、障がい福祉課までお問い合わせのうえ、ご利用ください。

## 負担額等

- 利用者負担は原則として1割です。ただし、所得に応じて一定の負担上限があります。(生活保護世帯・市民税非課税世帯は、無料)
- 基準額を超過した金額については、全額自己負担となります。
- 本人又は配偶者の市町村民税の所得割が46万円以上の場合、給付対象外となります。(対象者が障害児の場合、所得制限はありません。)
- 補装具費の支給の対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1個ですが、職業または教育上など、特に必要と認められた場合は、2個とすることが可能です。また、修理期間中の代替用については支給の対象となりません。

高知市公式HP

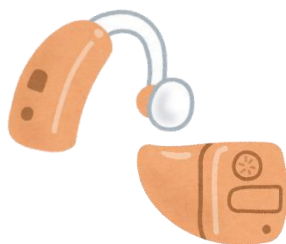


詳しくは  
こちらへ  
→



詳細は、各QRコードよりご確認ください。  
申請をご検討の方は、障がい福祉課まで、  
お気軽にお問い合わせください。

# 難聴児補聴器購入助成事業



## 事業内容

- 「身体障害者手帳」の交付対象とならない難聴児に対して、言語獲得の促進、よりよいコミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する制度があります。
- 申請には、医師の証明などが必要です。助成条件がありますので、事前に障がい福祉課(医療福祉担当)までご相談ください。

## 対象

- 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の18歳未満の児童。(ただし医師が必要性を認めた場合は、両耳もしくは片耳の聴力レベルが30デシベル未満も対象となります)
- 18歳の時点において両耳の聴力レベルが交付対象で、医師が軟骨伝導式補聴器装用の必要を認めた18歳以上の者。(18歳以上の対象者については、本人又は配偶者の市町村民税の所得割が46万円以上の場合、給付対象外となります。)
- 申請者が県税及び市税を滞納していない

## 助成金額

- 各補聴器に定められている基準額のおおむね3分の2を限度に補助します。
  - ※ 事前の申請が必要です。
  - ※ 更新の場合、原則として前回購入日から5年経過後とします。
  - ※ イヤモールド交換を含め、修理についての補助はありません。



詳細は、各QRコードよりご確認ください。  
申請をご検討の方は、障がい福祉課まで、お気軽にお問い合わせください。

高知市公式HP

詳しくは  
こちらへ  
→



## 医療的ケアが必要なお子さんの保護者の方へのサービス

### 対象

高知市に住民票がある障害のあるお子さんで、日常生活を送るために下記の医療的ケアを要するお子さんを介護する同居のご家族。

### 医療ケアの内容

|   |                          |    |                 |
|---|--------------------------|----|-----------------|
| 1 | 人工呼吸器管理 ※1               | 7  | 中心静脈栄養（IVH）     |
| 2 | 気管内挿管、気管切開               | 8  | 経管（経鼻又は胃ろうを含む）  |
| 3 | 鼻咽喉頭エアウェイ                | 9  | 腸ろう又は腸管栄養       |
| 4 | 酸素吸入                     | 10 | 継続する透析（腹膜灌流を含む） |
| 5 | 6回／日以上 の頻回な吸引            | 11 | 定期導尿（3回／日以上） ※2 |
| 6 | ネブライザー<br>（6回／日以上又は継続使用） | 12 | 人工肛門            |

備考 ※1 毎日行う機械的加圧を含むカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む

※2 人工膀胱を含む

### 利用に関する注意事項



- ・申請の前に、事業の利用対象に該当しているかご確認ください。
- ・事業の利用可否について、主治医および訪問看護ステーション等にご確認ください。
- ・利用されるサービスによって、申請書類が異なります。次ページからを参考に、必要書類を障がい福祉課にご提出下さい。
- ・利用年度ごとに申請が必要です。

【申請窓口・お問い合わせ先】

#### 障がい福祉課 基幹相談支援担当

住 所： 高知市本町5丁目1番45号  
高知市役所 本庁舎1階

T E L： 088-823-9378

対応時間： 平日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

## 高知市重症心身障害児等在宅レスパイト事業

### 事業内容

在宅生活を送っている日常的に医療的ケアが必要なお子さんの健康の保持と、その介護にあたる保護者等の介護負担の軽減(レスパイト)を図ることを目的として、自宅に訪問看護ステーション等から看護師を派遣し、保護者等がおこなっている医療的ケアおよび療養上の世話を、一定時間代替する事業です。



どのようなケアが受けられますか？  
利用時間に制限はありますか？



- ・ ケアの内容は食事ケア、排泄ケア、体位変換などです。(入浴介助や外出支援は除きます。)
- ・ 利用時間は1回につき、2時間から4時間までの30分単位です。年度あたり24回を超えない範囲で72時間を上限とします。

### 利用者負担

| 利用者区分                  | 利 用 時 間 |         |        |         |        |
|------------------------|---------|---------|--------|---------|--------|
|                        | 2 時 間   | 2 時間30分 | 3 時 間  | 3 時間30分 | 4 時 間  |
| 生活保護受給世帯<br>市町村民税非課税世帯 | 0円      | 0円      | 0円     | 0円      | 0円     |
| 18歳未満<br>(所得割28万円未満)   | 180円    | 220円    | 270円   | 310円    | 360円   |
| 上記以外                   | 1,500円  | 1,880円  | 2,200円 | 2,630円  | 3,000円 |

## 申請書類



詳しくは  
こちらへ  
→

- ① 高知市重症心身障害児等在宅レスパイト事業利用登録申請書
- ② 重症心身障害児等在宅レスパイト事業医師指示書
- ③ 高知市重症心身障害児等在宅レスパイト事業指示書費請求書
- ④ ②の医師指示書の作成に係る領収書(原本)

※ ①②③については、高知市ホームページからダウンロードできます。

※ ②③④については、すでに利用中の訪問看護指示書に、事業における医療的ケアの指示が併せて明記されていれば、その写しのご提出で省略することができます。



訪問看護指示書を本事業のために改めて求める必要がある場合、課税状況により医師指示書作成費用を上限3,000円まで補助が受けられます。その場合に申請書類の③④が必要です。

| 利用者<br>区分 | 生活保護受給世帯<br>市町村民税非課税世帯 | 18歳未満<br>(所得割28万円未満) | 左記以外   |
|-----------|------------------------|----------------------|--------|
| 市<br>負担額  | 3,000円                 | 2,970円               | 2,700円 |

## 利用について

利用決定後、利用者負担額の区分などが記載された利用登録決定通知書と在宅レスパイト事業利用証が届きます。

事前に利用希望日時を予約し、利用日に在宅レスパイト利用事業所に支援日時等を記載してもらってください。

利用者負担額は訪問看護ステーションに直接お支払いください。

キャンセル料は訪問看護ステーションの定めによるものとします(市はお支払いしません)。

## 高知市重症心身障害児等定期受診支援事業

### 事業内容

在宅生活を送っている日常的に医療的ケアが必要なお子さんの健康の保持と、その介護にあたる保護者等の介護負担の軽減を図ることを目的として、お子さんが医療機関に定期受診する際に、訪問看護師等が付き添う費用を支援する事業です。

### 支給上限額

訪問看護診療報酬に準じた単価に基づき、年度あたり182,000円を支給上限額とします。利用者のご負担はありません。

### 申請書類

詳しくは  
こちらへ  
→



- ① 高知市重症心身障害児等定期受診支援事業利用申請書
- ② 高知市重症心身障害児等定期受診支援事業医師指示書

※ ①②については、高知市ホームページからダウンロードできます。

※ ②については、すでに利用中の訪問看護指示書に、事業における医療的ケアの指示が併せて明記されていれば、その写しのご提出で省略することができます。

### 利用について

利用決定後、「利用決定通知書」を訪問看護ステーションに示し、事前に利用希望日時を予約してください。市は利用者が受けた対象支援の費用を訪問看護ステーションにお支払いします。

キャンセル料は訪問看護ステーションの定めによるものとします（市はお支払いしません）。

【申請窓口・お問い合わせ先】

#### 障がい福祉課 基幹相談支援担当

住 所：高知市本町5丁目1番45号

高知市役所 本庁舎1階

T E L：088-823-9378

対応時間：平日8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）